

近畿厚生局兵庫事務所への届出事項について

1. 当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

【基本診療料に係る施設基準】

- 一般病棟入院基本料 急性期一般入院料
- 回復期リハビリテーション病棟入院料 1
- 地域包括ケア病棟入院料 1(看護職員配置加算)
- 急性期看護補助体制加算
- 療養環境加算
- 重症者等療養環境特別加算
- 医療安全対策加算 1(医療安全対策地域連携加算 1)
- 感染対策向上加算 1(指導強化加算)
- 認知症ケア加算 3
- せん妄ハイリスク患者ケア加算
- 入退院支援加算 1(地域連携診療計画加算・入院時支援加算)
- 病棟薬剤業務実施加算 1
- 診療録管理体制加算 3
- 医師事務作業補助体制加算 1(75 対 1)
- 後発医薬品使用体制加算 1
- 救急医療管理加算
- データ提出加算 2・4
- 機能強化加算
- 協力対象施設入所者入院加算
- 栄養サポートチーム加算

【特掲診療料に係る施設基準】

- 薬剤管理指導料
 - 無菌製剤処理料
 - 外来化学療法加算 2
 - 検体検査管理加算Ⅱ
 - 救急搬送看護体制加算 2(夜間休日救急搬送医学管理料)
 - 二次性骨折予防継続管理料 1、2、3
 - 輸血管理料Ⅱ(輸血適正使用加算)
 - コンタクトレンズ検査料 1
 - CT撮影及びMRI撮影
 - 遠隔画像診断
 - 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)
 - 運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
 - 呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
 - 別添 1 の「第 14 の 2」の 1 の(1)に規定する在宅療養支援病院
 - 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
 - 在宅がん医療総合診療料
 - がん治療連携指導料
 - がん性疼痛緩和指導管理料
 - 胃瘻造設術(経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術含む)(医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 16 に規定する手術)
 - 看護職員処遇改善評価料
 - ベースアップ評価料(外来・在宅ベースアップ評価料、入院ベースアップ評価料)
2. 当院は、入院時食事療養(Ⅰ)を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後 6 時以降)、適温で提供しています。

【施設基準等】

医療安全対策加算 1 医療安全対策地域連携加算 1	医療安全対策に係る研修を受けた専従の看護師を配置し、医療安全対策を実施する体制を整えております。 また、医療安全対策加算を算定する複数の医療機関と連携し、相互に医療安全対策に関する評価を実施しています。
感染対策向上加算 1 指導強化加算	感染防止に係る部門を設置し、感染制御チームを組織し、経験を有する専任の常勤医師、研修を終了した専従の看護師、感染防止対策に係る専任の薬剤師・臨床検査技師による院内感染防止対策を行っております。また抗菌薬の適正使用の推進を行っております。
後発医薬品使用体制加算 1	薬剤部門において後発医薬品の品質、安全性、安定供給体制等の情報を収集・評価し、薬事委員会等で後発医薬品を採用する体制を整えております。
病棟薬剤業務実施加算	薬剤師が病棟において、病院勤務医等の負担軽減及び薬物療法の有効性、安全性の向上に資する薬剤関連業務を実施しております。
入退院支援加算 1	入退院支援及び地域連携業務に関する十分な経験を有する専従、専任の看護師及び社会福祉士を配置した入退院支援部門を設置し、入退院支援職員を各病棟に配置しております。
医師事務作業補助体制加算 1	医師の負担軽減及び処遇の改善に関する取り組みとして、医師事務作業補助者が医師の指示の下に、診断書などの文書作成補助・診療記録への代行入力・医療の質の向上に資する事務作業を行っております。
協力対象施設入所者入院加算	介護保険施設等に協力医療機関として定められています。平時からの連携体制を構築し、当該介護施設等入所者が緊急で入院できる病床を確保しています。 連携施設名：特別養護老人ホーム シスナブ御津 特別養護老人ホーム まほろばの里